

本書ノナカサハ國定規格 A5判

鳥取縣公報

規則

昭和二十四年八月五日 星期日

第二千三十四号 金曜日

昭和二十四年七月十八日第一、三九八号

高見政子

大正三年十二月十六日生

本籍地 西伯郡手間村大字三崎二五七番地ノ一
現住所 同

昭和二十四年七月十八日第一、三九九号

大正十三年三月二十一日生

山田美代子

大正十三年三月二十一日生

本籍地 島根縣簸川郡神門村大字知井宮本郷
現住所 米子市糀町二丁目四六番地 田中たつ方

昭和二十四年七月十八日第一、四〇〇号

藤江登美枝

昭和二年七月二十三日生

本籍地 八頭郡若櫻町大字若櫻宿一、二二三番地
現住所 同

助產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年八月五日

告示

一

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍地 東伯郡三朝村大字三朝九七三番ノ二地

現住所 同

現住所 米子市花園町四〇番地

昭和二十四年七月十八日第一、四〇一号

明治四十四年五月二十日生

名簿より取消 飯 田 シ ズ ニ
大正元年十月十五日生本籍地 兵庫縣美方郡西浜村諸寄三四二番地ノ一
現住所 米子市桃町二丁目四六番地 田中たつ方

昭和二十四年七月十八日第一、四〇二号

昭和二十四年八月五日

花 原 好 野

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 昭和二十四年七月二十二日

八頭郡国英村

同 大村

同 年同月一日

◇鳥取縣告示第四百二十四号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年八月五日

◇鳥取縣告示第四百二十五号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 昭和二十四年七月二十二日

八頭郡国英村

同 大村

同 年同月一日

本籍地 京都市上京区大將軍一條町四番地ノ一
住 所 西伯郡境町松ヶ枝町一九番地 和田善藏方

昭和二十四年七月十五日京都府へ轉住により同年

同月同日名簿取消す願い出たので同年同月十八日

◇鳥取縣告示第四百二十六号

国民健康保険を行う村に対し国民健康保険法第八條

の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 昭和二十四年七月二十二日

八頭郡国英村

同 大村

同 年同月一日